新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、癒しの場の提供、 災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過 疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、 過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎 地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・ 推進することが重要である。

村上市はいわゆる「みなし過疎」の指定を受け、5市町村合併後の一体感の醸成に向け過疎 対策制度を積極的に活用し、日常生活で欠くことができない上下水道整備事業や一般市道改良 事業、病院整備事業などのハード事業に加えて、地域公共交通の運営事業や子ども医療制度等 のソフト事業でも活用している実態があり、平成の大合併により行政の効率化を進めてもなお、 依然として財政基盤が脆弱な自治体において過疎対策は非常に大きな役割を担っている。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されるためにも、現行法により過疎地域として指定されている市町村の実態に即した支援の継続と充実・強化が必要である。

よって、下記事項を十分に反映し、新たな過疎対策法を制定されることを強く要望する。

記

- 1 新たな過疎対策法においても、現行法第33条に規定するいわゆる「みなし過疎」と「一部 過疎」を含めた現行過疎地域を継続して指定対象とすることを基本としつつ、過疎地域の指 定要件、指定単位については、過疎地域の特性を的確に反映したものとすること。
- 2 過疎地域において特に深刻な人口減少と高齢化に対処するため、産業振興や雇用拡大、子育て支援等の施策を推進すること。また、地域活性化のためには一人一人の個性や能力を生かしていくことが重要であり、人材の育成や新しい人の流れを創出するための取組への支援を推進すること。
- 3 住民が安心・安全に暮らせるよう、地域医療や公共交通の確保、教育環境の整備等、広域 的な事業による対応も含めて推進すること。
- 4 過疎地域にインフラ整備を推進し、住民が安心・安全に暮らせるための生活基盤を確立す

ること。

5 過疎対策事業債(ハード分、ソフト分)について、過疎対策事業が円滑に実施できるよう 必要額を確保すること。また、対象事業についても、簡易水道事業を統合した上水道事業も 対象とするなど、事業の広域化及び共同化の推進や、今後急増する施設の改築、更新等に必 要な財政措置への拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月29日

新潟県村上市議会

提出先

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿総務大臣 高市 早苗 殿財務大臣 麻生 太郎 殿農林水産大臣 江藤 拓 殿国土交通大臣 赤羽 一嘉 殿